埼玉ALLY大学ネットワーク設置要綱

(名称)

第1条 本ネットワークは、埼玉ALLY大学ネットワーク(以下「大学ネットワーク」 という。)と称する。

(目的)

第2条 大学ネットワークは、埼玉県内にキャンパスを有する大学及び短期大学(以下「大学等」という。)において、性の多様性を尊重した取組を広げ、全ての学生及び職員の性の多様性が尊重され、安心できる環境を実現することを目的とする。

(事業)

- 第3条 大学ネットワークは、性の多様性を尊重した社会づくりに関する取組のうち次 の事業を行うものとする。
 - (1) 大学等間の連携や大学等の取組の課題に関すること。
 - (2) 埼玉県と大学等の連携に関すること。
 - (3) その他、大学等の取組に関すること。

(組織)

第4条 大学ネットワークは、埼玉県及び大学等をもって構成する。

(委員)

- 第5条 大学ネットワークは、委員として次の各号に掲げる者を置く。
- 2 埼玉県は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長及び共生推進幹を委員とする。
- 3 大学等は、性の多様性に関する取組担当者を委員として選任する。
- 4 委員長は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課長をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は欠けるときは、委員長があらかじめ指名した者がそ の職務を代理する。
- 6 大学等は、委員に変更が生じた場合は埼玉県へ申し出ることとする。

(委員の職務)

- 第6条 委員の職務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 埼玉県
 - (ア) 大学ネットワークの運営
 - (イ) 大学ネットワーク会議の開催
 - (ウ) 大学等向け性の多様性に関する取組の実施
 - (エ) その他、必要な取組の実施
 - (2) 大学等
 - (ア) 大学ネットワーク会議への参加
 - (イ) 埼玉県主催の大学等向け性の多様性に関する取組への協力

- (ウ) 委員の属する大学等における性の多様性に関する取組の働き掛け
- (エ) その他、必要な取組への協力

(加入及び脱退)

第7条 大学等が大学ネットワークへ加入又は脱退する場合は、事前に埼玉県へ申し 出ることとし、埼玉県は大学等へ加入又は脱退する旨を通知する。

(会議)

- 第8条 会議は、年1回程度開催する。
- 2 会議は、委員長が招集し、主宰する。
- 3 委員は、大学等の職員の中から指名する者を必要に応じて出席させることができる。
- 4 委員長は必要に応じて、専門的知識を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開・非公開)

第9条 会議は、原則、非公開とする。

(事務局)

第10条 大学ネットワークの事務局は、埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課に置く。

(その他)

第11条 この設置要綱に定めるもののほか、大学ネットワークに必要な事項は事務局が定める。

附則

この要綱は、令和6年10月31日から施行する。